

住宅・建設関係団体 ご担当者様

国土交通省住宅局住宅生産課

「次世代住宅ポイント制度の内容について」の修正等について

平素より住宅行政の推進にご協力をいただき、誠に有難うございます。平成 31 年 3 月 27 日に平成 31 年度予算及び関連税制法が成立し、税率引上げ後の住宅に関する需要変動の平準化を図る支援策として、「住宅ローン減税の拡充」、「すまい給付金の拡充」、「次世代住宅ポイント制度の創設」等を行うことが決まりました。

次世代住宅ポイント制度について、他の補助金との併用や、分譲事業者によるポイント予約申請の対象や申請期限等を整理するなど、一部内容の変更等を行いましたので、お知らせいたします。なお、制度に関するお問い合わせは、次世代住宅ポイント事務局までお願いいたします。

1. 「次世代住宅ポイント制度の内容について」の修正について

平成 31 年 2 月 18 日に公表した「次世代住宅ポイント制度の内容について」の記載内容について、別添 1 のとおり修正をしましたのでお知らせいたします。修正後の「次世代住宅ポイント制度の内容について」は別添 2 のとおりです。

2. 「次世代住宅ポイント制度説明会資料」の修正について

1. 「次世代住宅ポイント制度の内容について」の修正に合わせ、本年 2 月から 3 月に実施した説明会の資料を修正しました。修正後の説明会資料は別添 3 のとおりです。

3. 「次世代住宅ポイント制度 よくある問い合わせ」について

説明会やコールセンター等における本制度に関する主なお問い合わせについて、質問と回答を別添 4 のとおり作成しました。

(参考)

・国土交通省住宅局HP「次世代住宅ポイント制度について」

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000170.html

《お問い合わせ先》

国土交通省住宅局住宅生産課 電話：03-5253-8111（代表）

担当：住宅ストック活用・リフォーム推進官 松井康治（内線39463）

係長 埴 洋介（内線39428）

係長 大町晃央（内線39471）

次世代住宅ポイント事務局

ホームページ：<https://www.jisedai-points.jp/>

コールセンター：0570-001-339（ナビダイヤル）

（IP 電話からのご利用 042-303-1553）

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日を含む）